

【機器構成内訳】		
品名	数量	単位
超純水・純水製造装置	1	式
【構成内容】		
純水製造装置	1	台
超純水製造装置	1	台
60Lタンク（タンク殺菌UVユニット付き）	1	台
専用架台	1	台
上記設置に必要な付属品	1	式

【調達物品の備えるべき技術的要件】

（構成品に関する要件）
1 構成品については、以下の要件を満たすこと
1-1 水道水直結型の純水装置で純水を製造し、その純水を超純水装置への供給水として超純水を製造できるシステムであること。
1-2 純水製造装置のプレフィルタにはスケーリング防止機能、バクテリア増殖防止機能があること。
1-3 純水製造装置のRO膜（逆浸透膜）には、自動製造水量コントロール機能があり、水温による純水製造量の変動しないこと。
1-4 純水製造装置には、スケーリング防止機能付 EDI（連続イオン交換モジュール）が内蔵され、数年（3～4年前後）毎の定期的なモジュール交換が不要なロングライフ性を有していること（EDIモジュールのロングライフ性能については裏付け技術資料の添付が必要）。
1-5 EDIモジュールの前段にEDI保護のための脱イオンカートリッジが不要であること。
1-6 純水製造にはRO排水再利用機能があり、供給水の使用量を抑えた省エネ設計であること。
1-7 純水製造は5L/hr 以上であること。
1-8 容量 60Lタンクには三層構造（活性炭・二酸化炭素除去剤・メンブランフィルター）のエアベントフィルターがついていること。
1-9 純水用タンクにはタンク内で微生物が増殖することを抑えるため、浸漬型のUVランプを搭載していること。
1-10 超純水装置本体および採水用ディスペンサーのモニターディスプレイには比抵抗値、TOC値、タンク水位、消耗品交換サイン、水質低下アラームも表示可能なこと。
1-11 超純水の水質は比抵抗値18.2M Ω ・cm、TOC値5ppb以下、採水スピードは最大2L/分であること。
1-12 超純水採水のディスペンサーは装置本体側面の上下左右4か所から任意の位置に固定できること。
1-13 超純水システムを設置する架台は上下2段となっており、漏水時に水が溜まる機構になっていること。

(保証期間に関する要件)
2 保証期間については、以下の要件を満たすこと。
2-1 法定保証期間である1年間の保証を有すること。
2-2 納品1年後に標準手順作業書に則った診断点検を実施し、メーカー保証期間を更に1年間延長すること。
2-3 診断点検時には別途用意された消耗品の交換も請け負うこと。また点検記録は専用報告書に記載すること。
(搬入、設置工事、調整、稼働テストに関する要件)
3 搬入、設置工事、調整、稼働テストに関しては、以下の要件を満たすこと。
3-1 設置工事等の実施にあたっては設置担当者とあらかじめ打ち合わせのうえ実施すること。
3-2 搬入、設置のためのルート確保、養生等は納入業者が実施すること。
3-3 設置場所は現場担当者が指定した場所とすること。
3-4 搬入、設置工事等の期間中、これらの作業に起因して病院運営業務に支障がでないよう必要な措置を講じること。
3-5 搬入、搬出に伴う費用は納入業者の負担とすること。
(保守体制等に関する要件)
4 保守体制等については、以下の要件を満たすこと。
4-1 通常の使用で発生した故障の修理、および定期点検を実施可能な保守体制が整えていること。
4-2 保守請負業者は、医療機器修理業の認可を受けていること。
4-3 請負業者は、機器の安定保守を努めるために、サービスセンタを設けていること。
4-4 障害発生時の対応をおこなうためにメンテナンスの体制を整えていること。
4-5 納品後1年間の維持管理に必要な保守点検費用がある場合、見積価格に含めること。
(取り扱い説明、教育訓練、その他に関する要件)
5 取り扱い説明、教育訓練、その他については、以下の要件を満たすこと。
5-1 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に対して十分に行うこと。教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、現場担当者と協議のうえ決定すること。

5-2	当院が必要と認めた時は、追加の教育訓練を納入後1年間は無償で行うこと。
5-3	日本語による取扱説明書を提出すること。また簡易マニュアルについても提出すること。
5-4	病院内での停電時における電源復旧マニュアルを提出すること。
5-5	本機器導入に伴い、医療法や電波法等で届出が必要な場合、届出書類に関する資料を提出し、必要届出のサポートを行うこと。
	(その他特記事項に関する要件)
6	その他特記事項
6-1	納入品については全て新品（リファービッシュ品は不可）であること。
6-2	納入品については搬入、据付および調整を行うこと。
6-3	納入後1年以内に機能向上があった場合は、当院担当職員と協議のうえ、導入を検討すること。
6-4	仕様の細部についてはすべて当院の承認および指示をうけること。
6-5	その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。